

令和2年9月16日		
資料提供		
担当	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
課	教育委員会	総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年8月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	3
職員等	
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	ある県道に設置されている誘導標識が渋滞を誘発したり、案内標識が大型車両や不慣れな一般車両にとっては不親切になっている。	関係課に調査を指示した結果、標識の表示内容の変更等を進めていくことが確認できた。
②	ある振興局の事務補助職員が休憩時間に入る前に昼食を食べている。	振興局に調査を指示した結果、通報の事実は確認されたが、疾病に係る医療的配慮によるものであったことから、所属を通じ、管理監督者に相談を行うように注意した。
③	自宅付近で野良猫に餌を与えている者がいることから、猫による家の庭を荒らす等の被害が生じている。	関係課に情報提供し、事実確認等を行うよう指示した。
④	ある市町村において、職員がコロナ感染したと思われる日から出勤していないと公表したが、出勤していたのではないのか。	不受理とし、該当市町村に回付するとともに、県担当課にも情報提供を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 1 ②

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 3 ①③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 3 ①②③

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの 1 ④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R2.7月④	総合評価落札方式について、評価項目に建築費の縮減とあるが、応札・提案時点での建築費の縮減の検討は不可能であることから、評価項目から削除すべきである。	関係課に調査を依頼したところ、建築関係団体等の意見を聴取し、必要に応じて制度改正を行うことを確認した。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

前月(8月)に受理した通報はありません。

2 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(7月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。